

平成22年小野町議会第4回臨時会

議事日程（第1号）

平成22年11月25日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第66号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 7 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 8 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	宇佐見 留 男	議員	2番	水 野 正 廣	議員
3番	国 分 喜 正	議員	4番	石 戸 浩	議員
5番	遠 藤 英 信	議員	6番	村 上 昭 正	議員
7番	久 野 峻	議員	8番	鈴 木 忠 幸	議員
9番	會 田 隆 壽	議員	10番	西 牧 煜	議員
11番	橋 本 健	議員	12番	吉 田 鐵 雄	議員
13番	佐 藤 登	議員	14番	大 和 田 昭	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宍 戸 良 三 教 育 長 矢 内 今 朝 見
総 務 課 長 駒 木 根 祐 治

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	宗	像	利	男	書	記	先	崎	実		
書				記	矢	吹	美	加	書	記	根	本	慶	一
書				記	新	田		徹	書	記	照	山		真

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいまから平成22年小野町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大和田 昭君） ただいま出席している議員は14名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大和田 昭君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大和田 昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、

4番 石 戸 浩 議員

5番 遠 藤 英 信 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（大和田 昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

12番、吉田鐵雄議会運営委員長。

〔議会運営委員長 吉田鐵雄君登壇〕

○議会運営委員長（吉田鐵雄君） ご報告申し上げます。

本日午前9時より開催いたしました議会運営委員会の結果について、ご報告を申し上げたいと思います。本

臨時会の会期については、本日1日限りとすることに決定をいたしました。ご了解いただきたいと思います。

以上をもって報告にかえます。

○議長（大和田 昭君） お諮りいたします。この臨時会の会期を議会運営委員長報告のとおり、本日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りと決定いたしました。

会期日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大和田 昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第66号及び議案第67号の上程

○議長（大和田 昭君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第66号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第66号及び議案第67号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成22年小野町議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました案件につきましては、平成22年度福島県人事委員会の勧告により、職員給与が民間を上回っているため、特別職、議会議員につきましては、期末手当について減額の調整を行うものであります。職員につきましても、期末手当、勤勉手当について減額の調整を行うものであります。さらに、職員の給料月額につきましては、50歳代後半層の職員の給与水準是正のため、勧告を踏まえ、55歳を超える職員で行政職給料表4級以上の職員について、給与の支給額を0.9%減額するものであります。

いずれも緊急にご議決を賜りたく、臨時会を招集申し上げた次第であります。

それでは、提出案件につきまして提案理由を申し上げます。

議案第66号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は町長等の期末手当について、平成22年において6月期を既に支給していることから、12月期の支給月数を1.6月から1.45月に0.15月引き下げ、本年12月1日より適用するものであります。また、平成23年度以降においても期末手当について、6月期支給月数を1.45月から1.4月に、12月期支給月数を1.6月から1.5月に、全体で0.15月引き下げ、平成23年4月1日より適用するものであります。

次に、議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は前号議案同様、教育長の期末手当について、平成22年度において6月期を既に支給していることから、12月期の支給月数を1.6月から1.45月に0.15月引き下げ、本年12月1日より適用するものであります。また、平成23年度以降においても期末手当について、6月期支給月数を1.45月から1.4月に、12月支給月数を1.6月から1.5月に、全体で0.15月引き下げ、平成23年4月1日より適用するものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、総務課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第66号及び議案第67号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第66号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第66号及び議案第67号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第66号及び議案第67号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第66号及び議案第67号の2件を一括討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第66号及び議案第67号の討論を終わります。

◎議案第66号及び議案第67号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第66号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第67号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号及び議案第67号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第6、議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第68号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例についてであります。本案につきましても前2号議案同様、議会議員の期末手当について、平成22年度において6月期を既に支給していることから、12月期の支給月数を1.6月から1.45月に0.15月引き下げ、本年12月1日より適用するものであります。また、平成23年度以降においても期末手当について、6月期支給月数を1.45月から1.4月に、12月期支給月数を1.6月から1.5月に、全体で0.15月引き下げ、平成23年4月1日より適用するものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、総務課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

◎議案第68号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 議案68号につきましてお尋ねをいたしたいと思えます。

議会議員のこの報酬引き下げ、これは金額以前の問題であろうというように認識をして物言をするわけですが、いやしくもこの立法府の議会議員の報酬を引き下げにしる、引き上げにしる、やはりこれは幾ら緊急を要するといえども、議員に前もって働きかけというのか、話し合いを持たれまして、議会の中で議論して、その後議案として上程するのが筋であろうというように考えますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

○議長（大和田 昭君） 町長。

○町長（宍戸良三君） 12番、吉田鐵雄議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどの全員協議会でもご説明を申し上げましたが、当町におきましては人事委員会の勧告に準拠してすることを従来どおりしておりました。今回につきましても、そのとおりするものであります。その案件につきましては、11月の全員協議会において総務課長より説明をいたさせたものであります。

以上です。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 人事院勧告だから総務課長の全員協議会の説明だけでいいと、その辺のその認識なんですよね。いやしくも、これ立法府の中に居を入れているわけですから、やはりその議会の中でそれを議論されて、そしていや賛否は別としても、それから、では議案として上程しますよと、そういうご配慮があつてしかるべきだと思うんですが、こういうことでは私は金額以前にやはり納得できないんですよ。その辺、再度町長のご答弁願いたいと思えます。

○議長（大和田 昭君） 宍戸町長。

○町長（宍戸良三君） 議員のご発言でありますけれども、そういうことを踏まえて11月の全員協議会にご報告を申し上げたのであります。

以上です。

○議長（大和田 昭君） 質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第68号について質疑を終わります。

◎議案第68号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第68号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第68号の討論を終わります。

◎議案第68号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大和田 昭君） 起立多数であります。

したがって、議案第68号については原案のとおり可決されました。

◎議案第69号及び議案第70号の上程

○議長（大和田 昭君） 日程第7、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第8、議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

宗像事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第69号及び議案第70号の説明

○議長（大和田 昭君） 町長の提案理由の説明を求めます。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は職員の期末手当について2.65月から2.55月に、勤勉手当について1.4月から1.35月に、それぞれ引き下げ、全体で0.15月減額するものであります。本年度につきましては、6月期期末手当、勤勉手当を既に支給していることから、12月支給分で調整し、平成23年度においては6月期、12月期支給分で調整をするものであります。また、56歳に到達している行政職給料表4級以上の職員については、給与の支給額を0.9%減額し、本年12月1日より適用するものであります。ただし、本年度55歳を超える職員については、平成23年4月1日より適用するものであります。

次に、議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年3月の給与改定により、給料月額がその時点で受けていた給料月額に達しない職員に支給する差額相当額を、給料として支給する現給保障分について、その支給額を0.9%減額し、行政職給料表4級以上の職員については、本年12月1日より適用するものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、総務課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第69号及び議案第70号の質疑

○議長（大和田 昭君） 議案に対する質疑を行います。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての2議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 同じく議案第69号と70号関連しておりますので、一括して質疑をしたいと思いますが、この人勸の決定に基づいてというようなことではございますが、金額面もございまして、これこのとおり実施さ

れました場合、仮に参事職、この内容は私もよく把握しておりませんが、その下の職員との給料のバランス面、これが逆転しなくても詰まってくると思うんですね。そういう場合に、結局管理職として一生懸命やっている職員の士気への影響などを、町長としてはどういうふうと考えておりますか。

○議長（大和田 昭君） 宍戸町長。

○町長（宍戸良三君） 職員におきましては、人事院勧告ということから理解をしていただけると、そのように考えております。

○議長（大和田 昭君） 12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） 職員は、当然反対とか何かはできないと思うんですが、しかしやはり官民の差が出ているというようなことでもって、人勧でこれ出してきたと思うんですが、果たしてどこを基準で、その差額を算定したのか、その辺は全く我々にはわからないわけですよ。果たして、今55歳、その職員としても、この一番金のかかる時期だと思うんですね。人勧は人勧で、これやむを得ないとしても、その分を結局、何かで町長として思いやり、何かその職員にメリットを与えるような、そういう方策は町長としてとれないものでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（大和田 昭君） 宍戸町長。

○町長（宍戸良三君） 公務員の給与につきましては、やはり人事委員会の勧告に準拠するというふうを考えておりますので、そのように実施をするところであります。

○議長（大和田 昭君） 12番、吉田鐵雄議員。

○12番（吉田鐵雄君） いえ私が聞いたのは、勧告どおり実施するのではなくって、これはやむを得ないとしても、何か温かみのあるその減額される職員に対して、何かのその思いやりのあれができないのかということをお尋ねを今したわけなんです。質疑も3回目でございますので、これ以上はやりませんが、しかしやはりそういう面を考慮して、ただ上から流れてきたからそのままやれということでは、これは流しそめんと同じですよ。やはり、そこに町長というのがいるんだから、やはり小野町はおれはこういうふうなあれをやると、そういう温かみのある町政、これは町民に対しても職員に対しても、それはそういうご配慮を持ってやっていただきたいというような願いを込めて質疑をしたわけでございますが、上は町長に頭をおさえられている、町民からはねらわれている、これではあんまり職員がかわいそうだ。私としては賛成しかねます。

以上です。

○議長（大和田 昭君） 宍戸町長。

○町長（宍戸良三君） 職員の皆さんが町民福祉の向上に一生懸命邁進することを期待しておりますし、また当町の職員におきましては一生懸命務めると、そのように信頼しております。給与等につきましては、いろいろなご意見があることは私も承知しておりますが、人事委員会の勧告に準拠するのが当町の立場としては適当と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大和田 昭君） ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第69号及び議案第70号の2議案について質疑を終わります。

◎議案第69号及び議案第70号の討論

○議長（大和田 昭君） 続いて、討論を行います。

議案第69号及び議案第70号の2件を一括討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大和田 昭君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第69号及び議案第70号の討論を終わります。

◎議案第69号及び議案第70号の採決

○議長（大和田 昭君） 次に、議案の採決を行います。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大和田 昭君） 起立多数であります。

したがって、議案第69号及び議案第70号の2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（大和田 昭君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大和田 昭君） これをもって、平成22年小野町議会第4回臨時会を閉会といたします。

閉会 午前10時26分